

伝建かわら版

25号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

でんけん交流会を開催しました

今回で12回目のでんけん交流会では、「嘉右衛門町伝建地区」をテーマに開催しました。交流会は主に伝建地区内にお住まいの方にご参加いただき、改めて伝建地区の規制内容、補助制度の内容等をご説明するとともに、修理・修景事例を紹介させていただきました。



工事の予定はありませんか？

伝建地区の町並みは、歴史的な建物だけではなく、地区全体でつくられています。

そのため、伝建地区の町並みを今後も保存していくために、すべての建築物・工作物などの現状の変更（外観の変更など）を行う場合は、事前に許可が必要となります。

【許可が必要な主なもの】

- ・修理を行う場合（外壁の塗り替えなども対象）
- ・新築、増築、改築する場合
- ・取り壊す場合 など

※許可の対象は、建物・工作物のほか、

看板やエアコン室外機の設置なども含まれます。

※外観に変更が生じる場合は許可が必要となりますので、ご注意ください。

※内容によって、許可になるまでに時間を要する場合がありますので、業者の方に頼む前に、蔵の街課までお早めにご相談ください。



今年の伝建地区総合防災訓練は中止になりました

市では、法隆寺金堂が焼損した日である「文化財防火デー（1月26日）」に合わせ、平成30年1月より伝建地区総合防災訓練を実施しています。

今年は令和7年2月2日（日）の開催を予定していましたが、荒天（雪）のため中止になりました。次回の訓練は来年同時期に開催予定です。

火災に気をつけましょう

住宅火災で多くの方のかけがえのない命が失われています。

火災による死者の大半の方は「逃げ遅れ」によるものといわれ、火災の早期発見、初期消火が大変重要です。

防火対策として、平成21年に住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、設置と合わせて日頃から火災予防を心掛けることが重要です。

【チェックポイント】

- 寝たばこはしない。
- ストープのまわりに燃えやすいものを置かない。
- コンセントのほこりを清掃し、たこ足配線はしない。
- ガスコンロ使用中、火のそばを離れない。



地域おこし協力隊活動報告会を開催します

栃木市内で活動している2人の地域おこし協力隊員、國府谷隊員・村山隊員は、それぞれの拠点で地域課題の解決や地域活性化に向けて活動しています。

今回、2人の活動の報告会を開催いたしますので、ぜひお越しください。

日 時：令和7年3月16日（日） 10：00～11：30

場 所：嘉右衛門町伝建地区拠点施設 交流館（入場無料・予約不要）



【國府谷 純輝 氏】

・活動テーマ
寺尾地区の地域資源
を生かした地域おこ
しに資する活動



【村山 大樹 氏】

・活動テーマ
空き家・空き蔵の
利活用を通じた地域
振興

【発行・問合せ】 栃木市 地域振興部 蔵の街課 重伝建係

TEL：0282-21-2571

FAX：0282-21-2685

〒328-8686 栃木市万町9-25

E-mail: denken@city.tochigi.lg.jp